

公告式条例(昭和25年逗子市条例第18号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>公告式条例</u> 昭和25年 8 月30日 逗子市条例第18号 <u>（この条例の目的）</u> <u>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基く公告式は、この条例の定めるところによる。</u> （条例の公布） 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、<u>市役所前</u>の掲示場に掲示してこれを行う。 （追加） <u>（準用規定）</u> <u>第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。</u> <u>2 前条の規定は、議会又は市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。但し、同条第1項中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u>	<u>逗子市公告式条例</u> 昭和25年 8 月30日 逗子市条例第18号 <u>（趣旨）</u> <u>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づき、公告式に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （条例の公布） 第2条 （略） 2 条例の公布は、<u>逗子市役所</u>の掲示場に掲示してこれを行う。 <u>3 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)による条例の公布は、前項の規定にかかわらず、市のウェブサイトを設置した掲示場に掲示して行う。</u> <u>（市長の定める規則に関する準用）</u> <u>第3条 市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</u> <u>2 前条第2項及び第3項の規定は、規則について準用する。</u>

(規程の公表)

第4条 規則を除く外、市長の定める規程等を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印をおさなければならない。

2 前項の規定は、市の機関の定める規程等で公表を要するものにこれを準用する。但し同項中「市長名」とあるのは「当該機関名」、「市長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

3 第2条第2項の規定は、前2項の規程にこれを準用する。

(追加)

(施行期日の特例)

第5条 規則又は市の機関の定める規則、若しくは規程

は、当該規則又は規程をもつて、特に施行期日を定めることができる。

附 則

- 1 この条例は、昭和25年9月1日から施行する。
- 2 逗子町公告式条例(昭和25年7月1日逗子町条例第2号)は、廃止する。

(市長の定める規程の公表)

第4条 第2条第2項及び第3項並びに前条第1項の規定は、市長の定める規程で公表を要するものについて準用する。

(市の機関の定める規則及び規程の公表)

第5条 第2条第2項及び第3項並びに前条の規定は、市の機関(市長を除く。以下同じ。)の定める規則及びその他の規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 市長の定める規則若しくは規程又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。

附 則

- 1 (略)
- 2 (略)